



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 8月20日金曜日 第1585号外 1

◇ 目 次 ◇

監査公表

肱川発電所、北宇和病院、銅山川発電所、三島病院、新居浜病院、南宇和病院、西条地区工業用水道管理事務所、今治地区工業用水管理事務所、今治病院、松山地区工業用水道管理事務所、中央病院、公営企業管理局総務課、発電工水課、県立病院課... 1
 鬼北警察署、御荘警察署..... 2
 吉田高等学校..... 2
 宇和島高等技術専門学校..... 2

監査公表

○公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年 8月20日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
 同 柳 澤 正 三
 同 西 原 進 平
 同 壺 内 紘 光

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
肱 川 発 電 所	平成16年 6月 1日
北 宇 和 病 院	"
銅 山 川 発 電 所	"
三 島 病 院	"
新 居 浜 病 院	"
南 宇 和 病 院	平成16年 6月 2日
西条地区工業用水道管理事務所	"
今治地区工業用水管理事務所	"
今 治 病 院	"
松山地区工業用水道管理事務所	平成16年 6月 3日
中 央 病 院	"
公 営 企 業 管 理 局	平成16年 6月 8日
総 務 課	"
発 電 工 水 課	"
県 立 病 院 課	"

（監査の結果）

平成15年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 工業用水道事業

- (1) 西条地区工業用水道事業における工業用水料金未収入金（納期到来分）については、早期回収に努力が望まれる。
- (2) おおむね安定した経営がなされているが、今治地区工業用水道事業については、タオル業界の不振により給水率が44.4パー

セントにとどまっている。このような厳しい状況を踏まえ、工業用水の上水への転用等について関係機関・団体と協議がなされているが、今後、未利用水の有効活用の観点から協議の進展を期待したい。

また、一部給水を行っている西条地区工業用水道事業については、平成15年度末の契約給水量が計画給水量の21.8パーセントにとどまっており、さらに、将来建設が完了した時点において、建設仮勘定に整理されている未稼働資産を本勘定に振り替えることにより、費用が大幅に増加し、厳しい経営状況となることは必至である。

今後においては、市町村合併が進展する中、広域的、総合的な水資源の活用を現実的課題としてとらえ、工業用水のみならず、水需要の拡大に一層の努力が望まれる。

2 土地造成事業

残地については今後も適切な措置が望まれる。

3 病院事業

- (1) 個人医業未収金（納期到来分）については、早期回収になお一層の努力が望まれる。（平成16年 3月31日現在）

区 分	過年度未収金 (a) 円	現年度未収金 (b) 円	未 集 金 合 計 (a) + (b)円
中 央 病 院	111,102,073	63,706,824	174,808,897
今 治 病 院	34,255,043	15,302,640	49,557,683
三 島 病 院	17,449,559	6,959,440	24,408,999
南 宇 和 病 院	18,146,830	5,317,550	23,464,380
北 宇 和 病 院	2,087,580	1,549,470	3,637,050
新 居 浜 病 院	14,682,754	18,844,598	33,527,352
計	197,723,839	111,680,522	309,404,361

- (2) 経営成績については、入院・外来収益の増加や遊休資産の売却処分に伴う固定資産売却益等の特別利益により、総収益は、前年度に比べて1億8,600万円増加している。一方、総費用も前年度に比べて7,600万円増加しているが、単年度収支では、1億3,800万円余の純利益が生じ、累積欠損金は216億円余となっている。

経営の改善については、病院経営を取り巻く環境が厳しい中、県立病院がその使命・役割を果たしながら、「愛媛県立病院財政健全化計画」の目標の一つである「単年度収支の均衡」を達成したことは一応の評価ができるものである。しかしながら、依然として多額の累積欠損金を抱えており、経営成績が好転しているとはいえ、健全な経営の姿にはほど遠いといわなければならない。

また、個人医業未収金については、「未収金取扱要領」に基づく事務処理の統一化などを通じ、発生防止、早期回収、債権管理の適正化に懸命の努力が払われているが、過年度未収金は依然として増加傾向にあり、今後とも未収金対策の強化に努める必要がある。

各病院の職員は、事業実績や財務体質について理解を深め、「第2次愛媛県立病院財政健全化計画」の目標等を十分認識しながら、経営への主体的な参画意識を持って、各々の職務に知恵を絞り、創意工夫を積み重ねていくことが望まれる。

なお、経営健全化を進めるに当たっては、公的医療機関としての使命・役割を踏まえ、地域の各医療機関との一層の連携強

化に努め、他方、これらの医療機関とは互いに切磋琢磨し合う関係にもあることから、各病院にあつては、保有する施設・設備等の有効活用を通じて診療機能を十分に発揮し、事業を有利に展開するという積極的な姿勢を持つことを期待する。

ところ、おおむね良好と認められた。

○公表第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年 8月20日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 柳 澤 正 三
同 西 原 進 平
同 壺 内 紘 光

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
鬼 北 警 察 署	平成16年 6月 1日
御 荘 警 察 署	平成16年 6月 2日

（監査の結果）

平成15年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年 8月20日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 柳 澤 正 三
同 西 原 進 平
同 壺 内 紘 光

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
吉 田 高 等 学 校	平成16年 6月 2日

（監査の結果）

平成15年度における予算の執行その他について、監査を実施したところ、おおむね良好と認められた。

○公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第 9 項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

平成16年 8月20日

愛媛県監査委員 吉 久 宏
同 柳 澤 正 三
同 西 原 進 平
同 壺 内 紘 光

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
宇 和 島 高 等 技 術 専 門 校	平成16年 6月 1日

（監査の結果）

平成15年度における予算の執行その他について、監査を実施した